

新潟県条例第43号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例(昭和24年新潟県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

改正後	改正前
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条 <u>委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから新潟県教育委員会が委嘱する。</u>	
第3条 (略)	第2条 (略)
第4条 (略)	第3条 (略)
第5条 (略)	第4条 (略)

(新潟県青少年問題協議会設置条例の一部改正)

第2条 新潟県青少年問題協議会設置条例(昭和28年新潟県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)に改める。

改正後	改正前
(組織)	(組織)
第3条 <u>協議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員をもって組織する。</u>	第3条 <u>協議会の委員の構成は、次のとおりとする。</u>
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) <u>国の青少年関係行政機関及び青少年関係施設の職員</u> 4人以内	(6) <u>国の青少年関係行政機関の長</u> 4人以内
(7) <u>学識経験がある者</u> 18人以内	(7) <u>国の青少年関係施設の長</u> 2人以内
2・3 (略)	(8) <u>学識経験がある者</u> 15人以内
4 <u>協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。</u>	2・3 (略)
5 <u>会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</u>	4 <u>会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</u>
6～9 (略)	5 <u>協議会に副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。</u>
	6～9 (略)

(新潟県固定資産評価審議会条例の一部改正)

第3条 新潟県固定資産評価審議会条例(昭和37年新潟県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第401条の2第5項</u>の規定に基づき、新潟県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第1条の2 <u>審議会は、委員12人以内で組織する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第401条の2第6項</u>の規定に基づき、新潟県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。</p>

(新潟県土地利用審査会条例の一部改正)

第4条 新潟県土地利用審査会条例（昭和49年新潟県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 (略)</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第1条の2 <u>審査会は、委員7人以内で組織する。</u></p>	<p>第1条 (略)</p>

(新潟県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等を定める条例の一部改正)

第5条 新潟県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等を定める条例（平成11年新潟県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 (略)</p> <p><u>(合議体を構成する委員の定数)</u></p> <p>第2条 <u>介護保険法第189条第3項の条例で定める数は、3人とする。</u></p> <p>第3条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p>

(新潟県留置施設視察委員会条例の一部改正)

第6条 新潟県留置施設視察委員会条例（平成19年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）<u>第21条第4項</u>の規定に基づき、留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員の定数等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）<u>第21条第6項</u>の規定に基づき、留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員の定数等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>

3・4 (略)

3・4 (略)

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。